

所長指示第16号

平成24年3月16日

広島拘置所長 大橋直三

死刑確定者に対する差入れの取扱いについて

標記について、関係法令に基づくほか、死刑確定者の心情の安定と処遇の適正を期すため、下記方針により、別紙のとおり取り扱うこととするので、過誤が生じないように配慮されたい。

記

- 1 当所収容中の死刑確定者との外部交通を許可されている者（許可する方針の者）からの差入れは、これを許可する。
- 2 当所収容中の死刑確定者との外部交通を許可されていない者からの差入れは、現金及び切手（デザイン切手は除く。）を除き、特段の事情がない限り不許可とする。

ただし、当該差入物が当該死刑確定者に対し、①既に継続的になされていたものであり、②これを当該死刑確定者に交付することで特段の問題が認められなかったものについては、原則、許可することで検討する（外部交通を許可されている者（許可する方針の者）と当該差入者（団体）に接点が認められない場合に限る。）。

- 3 不許可となったものの事務手続

平成19年6月1日付け達示19号「被収容者の金品の取扱いについて」により、次のとおり通常の引取り通知を行うものとする。

- (1) 受理した差入品を不許可とした場合は、原則として、領置係職員は、仮留品書留簿に登載し、差入人に引取りを求めること。
- (2) 差入人には引取り依頼文を発送すること（別紙1）。
- (3) 差入人の所在が不明のときは公告すること。
- (4) 公告は、当所の正門横及び面会待合室の掲示板に当該物品の受付日及びその物品名（「書籍〇冊等とし、受取人の氏名や書籍名は記載しないこと。」などを記載した文書を14日間掲示して行うこと。

- (5) 引取り依頼文の発送日，あるいは公告開始日から起算して6月を経過する日までに差入人が引取りをしないときは，国庫に帰属（無価値物については廃棄）すること。

ただし，保管に不便なもの，腐敗滅失のおそれのあるもの危険物については，上記期間にかかわらず速やかに無価値物は廃棄し，有価物は売却の上代金を保管すること（売却した代金は，引取り依頼文の発送日，あるいは公告した日から起算して6月を経過する日までに差入人が引取りをしないときは，国庫に帰属すること。）。

- 4 指定業者を通じた差入品は，指定業者に返納する。

別紙

死刑確定者に対する差入品取扱一覧表

	差入品目	外部交通不許可者	外部交通許可者
窓口 差 入 れ	現金・切手 (デザイン切手を除く。)	許 可	許 可
	パンフ	差入不許可 (受け付けない) 注) 記の 3 に留意	許 可 (内容審査)
	その 他	食料品及び花 差入れ不許可 (受け付けない)	許 可 (指定業者を通じたものに限る)
	衣類・図書等	差入れ不許可 (受け付けない)	許 可 (図書等は内容審査)
郵 送 差 入 れ	現金・切手 (デザイン切手を除く。)	許 可	許 可
	パンフ	差入不許可 (引取通知)	許 可 (内容審査)
	その 他	差入不許可 (引取通知)	差入不許可 (引取通知)
	衣類・図書等		許 可 (図書等は内容審査)

平成 年 月 日

広島拘置所会計課 御中

住所

電話

氏名

印

回 答 書

1 (物品の場合)

着払いでの送付を希望します。

(現金の場合)

現金書留郵送料及び現金書留封筒代を除いた金額を、現金書留で返送(郵送)することを希望します。

2 月 日までに受取りに行きます。

(希望する番号に○を付けてください。)